

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 36 (29.10.30)	地域振興	<p><b>鳥取県内の大学における主権者教育の充実を求めることについて</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b>  昨年実施された第 24 回参議院議員通常選挙から 18 歳選挙権が導入され、これに伴い、日本においては、ほぼ全ての大学生が有権者になった。</p> <p>このことから、陳情者は、自身が通う公立鳥取環境大学において、昨年の参議院議員通常選挙から、学内で選挙投票を呼び掛けたり、選挙投票啓発のポスターを掲示したりするなどの選挙投票啓発活動を行ってきた。若者が、日頃から社会に目を向け、私たちの大切な一票を行使して、私たちの代表である議員や首長を選ぶ行為は、非常に重要だからである。</p> <p>今秋に実施された第 48 回衆議院議員総選挙についても、昨年と同様、公立鳥取環境大学において選挙投票啓発活動を行い、選挙投票啓発ポスターを学内に掲示しようとした。</p> <p>しかし、今回の選挙投票啓発活動については、選挙投票啓発ポスターの掲示を、当初、昨年の第 24 回参議院議員通常選挙における掲載許可の前例があるにもかかわらず、公立鳥取環境大学（事務局学務課）から拒否された。</p> <p>なお、この投票啓発ポスターは、選挙投票期日が私たちの大学祭である「環謝祭」の日程と重なることから、公立鳥取環境大学に設置される期日前投票所で投票しよう、期日前投票を活用しよう、と呼びかけるものである。</p> <p>この投票啓発ポスターについて、公立鳥取環境大学事務局の学務課長は、「本学における選挙投票啓発に関するポスターの掲示は、学生がやることではない。よって、学内の掲示は、許可できない」として当初、学内での掲載を拒否した。</p> <p>陳情者は、最終的には、鳥取市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）の協力をいただいて、市選管から公立鳥取環境大学（事務局学務課）にお話しいただくことで、ようやく、この選挙投票啓発ポスターの掲示が許可された。市選管の方も、陳情者に対し、「拒むものでもないのに、なぜ早く許可しないのだろうね」という旨のことを仰っていた。</p>	富 井 篤 弥 (鳥取市)

実際、公立鳥取環境大学では、「特定の政党もしくは政治団体の政見・政策（…）を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止しています（出典：公立鳥取環境大学キャンパスガイド 2015）」とのことである。しかし、選挙投票啓発活動自体は、政治活動には当たらず、公職選挙法において定められている選挙運動でもない。

また、やり取りの中で、陳情者は、「この投票啓発ポスターの掲示を、前例があるのに許可できないのであれば、学務課が学生に対し、選挙投票啓発のポスター又は選挙投票に関する情報の掲示を行ってほしい」とお願いした。これに対し、公立鳥取環境大学（事務局学務課）は、「学務課が本学の学生に対して選挙の投票啓発を行うことは、職務の範囲外であり、学務課が行うことではない」として、その願いを退けた。

確かに、選挙の投票啓発は、第一義的には、選挙管理委員会が行うものであるかもしれない。しかし、学生が学内においてポスターによる選挙投票の啓発をしようとしたら、その掲載に前例があるにもかかわらず、大学当局が、これを不許可とし、しかも、学生生活を管轄する部署（事務局学務課）において、学生の選挙投票を推進しない方針をとったことは、残念でならない。

大学というのは、単に、環境学や経営学など、いわゆる五科から派生する学問のみ教えればよいものではない。大学を卒業してからの、社会に出て、本当に生きていくための実学を学ぶことも必要である。もちろん、それには、社会の仕組みを自身で深く考え、参政権に基づく一票を投じるという重みを持った選挙権の行使も含んでおり、これからの日本を考える上でも極めて重要である。

18歳選挙権が施行された現在、大学生は高校生と並び若い有権者である。そして、私たち大学生は現状の若者の低い投票率が示しているように、有権者としての自覚と認識があまりない年頃でもある。よって、大学生など若年層に、有権者としての自覚と認識をさせ、社会の現状や課題について考えた上で選挙において一票を投じる環境を与えるのも、大学が学生に対して行うべき、教育のひとつであると考えられる。

このような経緯により、陳情者は、大学において、いわゆる主権者教育の充実を行い、教育機関としての大学が主権者教育

を行う場としての役割を果たしていくことを強く望み、この度の陳情を提出するものである。

▶**陳情趣旨**

次の二項目について、鳥取県議会から関係機関に対する要請を行うこと。

- 1 鳥取県や鳥取市が公金を支出している公立鳥取環境大学において、今後の国政選挙及び鳥取県と鳥取市が関係する地方選挙の際、鳥取県選挙管理委員会と協力しながら、学生に対して、積極的に選挙投票啓発活動を実施すること。
- 2 鳥取県選挙管理委員会において、鳥取県内の大学生や大学職員に対して、選挙に関する知識や投票の意義を学び、選挙投票への関心を高めるための「選挙出前講座」を実施すること。